

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年12月21日認可した。

令和2年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|-------------|-----------------------------|
| 高松市古高松土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長尾池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）友久地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本三地区 |
| 香川県十河土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平田池地区 |
| 高松市前田土地改良区 | 単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）呑田地区 |